情報サービス業等支援補助金【令和4年度新規】

市内の賃貸オフィスに新たにサテライトオフィスを設置する「情報サービス業等」の企業に対し、その家賃の一部を補助します。

	市内に事業所を有していない市外の「情報サービス業等」を行う事業者で、新たに市 サテライトオフィス(住居を兼ねる事業所を含む。)を開設するもの。		
対 象 者	サテフイトオノイス(任居を兼ねる事業所 ※「情報サービス業等」とは、次に掲げ ア 情報サービス業 イ インターネット附随サービス業 ウ 映像情報制作・配給業 エ デザイン業 オ 広告業(インターネット広告業に カ 建築設計業 キ 通信販売・訪問販売小売業(イン ク コールセンター業	である日本標準産業分類の事業をいう。 「限る。)	
・開設オフィス内に本市に住所を有する常用雇用者が1人以上いること。			
補助要件	・市内の空き施設に入居し、所有者と賃貸契約を締結していること。		
	・開設オフィスでの事業を開始しているとともに、賃貸契約日から1年以内であること。		
	・開設オフィスでの事業を開始した日から1年後において本市に住所を有する常用雇用者 		
	が <u>2 人以上</u> いること。 ・補助金交付を受けてから 3 年間は当該事業所を閉鎖・廃止しないこと。		
	・		
	の企業誘致の取組への協力及び市内企業・団体との積極的な交流に努めること。		
	月額家賃の 2分の1 以内の額(1,000円未満切捨て)		
	·		
	1月当たりの上限額: 50,000円		
	1月当たりの上限額: 50,000円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。	,敷金、礼
補助金額	1月当たりの上限額: 50,000円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月 金、その他これらに類する経費、消費税	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。	,敷金、礼
補助金額	1月当たりの上限額: 50,000円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。)	,敷金、礼
補助金額	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 3分の賃料に限る。	
	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当	
補助金額補助期間	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当	
	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時	
補助期間	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時 (1) 交付申請書	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時 (1)実績報告書	当該補助金
	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時 (1)実績報告書 (2)賃借料の支払いを証する書類の3	当該補助金
補助期間	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時 (1) 交付申請書 (2) 賃貸借契約書の写し	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時 (1)実績報告書	当該補助金
補助期間	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時 (1) 交付申請書 (2) 賃貸借契約書の写し (3) 開設オフィスの配置図・平面図	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時 (1)実績報告書 (2)賃借料の支払いを証する書類の3	当該補助金
補助期間 提出書類	1月当たりの上限額: 50,000 円 ※賃貸借契約書等に定められた事務所の月金、その他これらに類する経費、消費税 ※実績報告時までに支払済の賃料に限る。 ※住居を兼ねる事業所の場合は、事業所部 ※国、県その他の機関から補助金等の交付額を控除する。 要件を継続して満たす企業に対して最長で 交付申請時 (1) 交付申請書 (2) 賃貸借契約書の写し (3) 開設オフィスの配置図・平面図 (4) 登記事項証明書又は定款の写し(法人) 令和4年4月1日から 〒941-8501 糸魚川市産業部商工観光	額賃料(共益費及び駐車場代を含む。 及び消費税相当額を除く。) 分の賃料に限る。 を受けている場合は、対象経費から当 3年間(36か月分) 実績報告時 (1) 実績報告書 (2) 賃借料の支払いを証する書類の項(3) 開設オフィスの内観・外観写真	当該補助金